

平成 27 年度 第 8 回中区協議会

会議資料

平成 27 年 12 月 21 日開催

中区協議会

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	使用料の見直しについて
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>【現状及び背景】 公共施設の使用料については、消費税率の変更や政省令の改正に伴う対応以外の見直しは実施していない状況である。</p> <p>【課題等】 結果として、施設間の受益者負担水準や減免対象、減免率などについて、ばらつきが生じている。</p>
対象の区協議会	全区協議会
内 容	<p>【調整内容】 公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、施設区分ごとに統一基準を設け、受益者負担の適正を図る。 また、使用料において、減免では、現在便益を受けている人が不利益を被ることのないよう対象の拡大・統一を図り、料金改定では、同種施設における料金の差違を統一する。 なお、スポーツ施設については、体育館、運動場、水泳場等種類ごとに、規模・整備レベルにより分類し、料金統一を図る。</p>
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	平成 28 年 2 月議会 条例改正 平成 29 年 4 月 施行 ※浜北体育館については平成 28 年 4 月より施行
担当課	スポーツ振興課・公園課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

使用料の見直しについて

1 趣旨

公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、施設区分ごとに統一基準を設け、受益者負担の適正を図るものであり、市の収入の増加が目的ではない。

使用料において、減免では、現在便益を受けている人が不利益を被ることのないよう対象の拡大・統一を図り、料金改定では、同種施設における料金の差違を統一するものである。

2 全体影響額 △14百万円

- ・減免統一 △24百万円
- ・料金改定 +10百万円

3 使用料の減免、こども料金・高齢者料金の区分の統一

(1) 専用利用

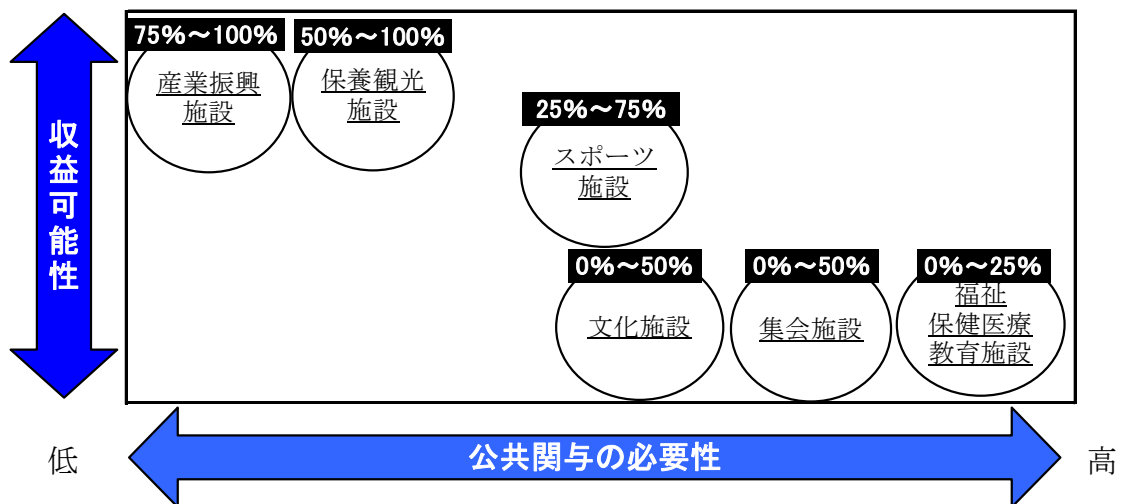
- ・減免対象に地区コミュニティ協議会を追加
- ・小中学校に対する減免を拡大し、幼稚園・保育園等及び高等学校も対象に追加

(2) 個人利用 文化施設及びスポーツ施設の減免統一（文化8施設、スポーツ23施設）

施設区分	未就学	小学生	中学生	高校生	一般	70以上	障害者
文化	無料				1	無料	免除
スポーツ	1/2					1/2	

4 施設別受益者負担率

(概念図) 高



- ・改定額の上限は原則として、現行使用料の1.5倍以内とする

5 使用料改定（全188施設中 見直し対象 スポーツ施設34施設（39区分））

- ・施設の規模により、統一の料金及び時間区分によるあるべき姿を設定
 (例) 野球場 1,740円/2時間（現行 最高1,740円/2時間 最低520円/2時間）

使用料の見直しについて

1 趣旨

公共施設の使用料については、公共関与の必要性や利用者間の公平性の観点から、受益者負担水準、減免対象などについて、区分毎に一定の基準を定めるものである。

2 使用料の減免、こども料金・高齢者料金の区分の統一

- ・全体影響額 約24百万円減
- ・平成28年2月議会条例(15件)、規則(38件)改正、平成29年4月施行

(1) 専用利用（会議室や体育館などを貸し切り、専用で使用する場合の料金設定）

影響額 約5百万円減

優先団体 施設の設置目的に合致する利用者

減 免 市の施策に合致する利用者

ア 使用料体系 ※現行と変更なし

区分	優先団体	その他	減免
料金体系	1/2	1	免除 or 1/2
	← 条 例 →		← 規 則 →

イ 減免対象団体

- ・対象団体に地区コミュニティ協議会を追加(規則20件改正)
- ・子どもたちのスポーツ活動に取り組んでいる団体について統一基準設定(規則12件改正)

減免の区分		割合	対象となる団体
専用利用	住民団体による活動で全市域または当該区域を対象とするもの	免除	自治会連合会 ※地区コミュニティ協議会
		5割減免	自治会
		5割減免	地区社会福祉協議会、浜松市青少年健全育成会連絡協議会、中学校区青少年健全育成会、遺族会
		5割減免	自主防災隊、交通安全協会、警察署地域安全協議会、交番連絡会
	5割減免	総合型地域スポーツクラブ	
	設置又は活動が、市民福祉の向上や市民の安心安全に係る法に基づいた組織	5割減免	保護司会、民生委員・児童委員協議会、人権擁護委員協議会、消防団、水防団、スポーツ推進委員
	市長が定めるところにより認定する障害者、高齢者の団体	5割減免	市長が別に定めるところにより認定する身体障害者、知的障害者、精神障害者又は高齢者の団体
子どもたちのスポーツ活動に取り組んでいる学校、児童福祉施設等	5割減免	学校教育法に規定する学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校）	
	5割減免	保育所、幼保連携型認定こども園、認証保育所	

※地区コミュニティ協議会

地域住民及び各種地域団体が連携し、地域づくりに主体的に取り組む地域包括的な団体

(2) 個人利用（観覧料や入場料など個人単位で施設を使用する場合の料金設定）

- 各施設により異なる減免率について、現行を基本とし、文化施設・スポーツ施設ごとに統一基準を設定

施設区分	未就学	小学生	中学生	高校生	一般	70以上	障害者
文化	無料				1	無料	免除
スポーツ	1/2					1/2	
← 条 例 → ←規則→							

- 詳細は資料1

○ 文化施設 8施設（条例6件、規則6件改正） 影響額 約3百万円減

	現行	見直し後
高齢者	70歳以上無料 (8施設)	70歳以上無料 (8施設)
高校生	減免なし (2施設)	1/2減免 (8施設)
	一部減免 (1施設)	
	1/2減免 (5施設)	
小中学生	無料 (8施設)	無料 (8施設)
障害者	全額免除 (8施設)	全額免除 (8施設)

※無料施設 1施設（内山真龍資料館）

○ スポーツ施設 23施設（条例9件、規則9件改正） 影響額 約16百万円減

	現行	見直し後
高齢者	減免なし (1施設)	70歳以上1/2 (23施設)
	70歳以上1/2 (22施設)	
小中高校生	減免なし (12施設)	1/2 減免 (23施設)
	一部減免 (3施設)	
	1/2減免 (8施設)	
障害者	減免なし (1施設)	全額免除 (23施設)
	1/2 (22施設)	

3 使用料の受益者負担率の考え方

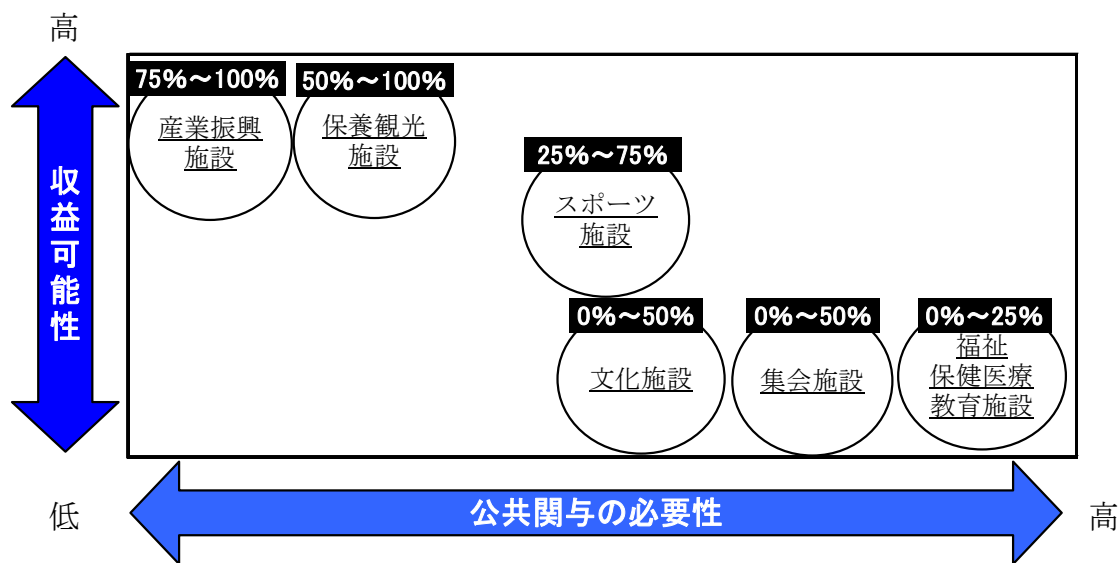
(1) 受益者負担率の設定

- ・各施設を文化施設、スポーツ施設等の利用用途別に分類する。
- ・「公共関与の必要性」及び「収益可能性」の観点から受益者負担率を決定する。
- ・受益者負担率は、25%刻みの4区分とする。

(0%～25%、25%～50%、50%～75%、75%～100%以上)

ただし、福祉施設等を除き、受益者負担率の下限は10%とする。

- ・利用用途別分類を「浜松市公共施設等総合管理計画」に基づく利用圏域により再分類し、地域に密着している施設ほど受益者負担率は低いものとする。
- ・下図に属しない施設は個別に検討を行う。(斎場、霊きゅう自動車等)



(2) 広域施設の位置づけ

広域施設はその機能と他に与える影響により、他施設とは区分する。

(3) その他事項

・許容する範囲

設定した受益者負担率の下限以下の5%に属する施設は、経過措置を置き、次回検証時において、基本範囲内に該当しなかった場合は改定対象とする。

※受益者負担率25%～50%の場合、20%未満が見直し対象となる

・統一的料金設定

基本範囲内の場合でも、条例内及び同種施設との使用料設定に著しく差異がある場合には、公平性の観点から改定対象とする。

・改定額の上限

改定額の上限は原則として、現行使用料の1.5倍以内とする

4 使用料改定

(1) 改定影響額 約10百万円増

- ・全188施設中 見直し対象 34施設 (39区分)
 - ・平成28年2月議会条例(7件)改正、平成29年4月施行
- ※指定管理施設は、更新時期に合わせて条例改正 (平成30年4月～平成33年4月更新)

(2) 見直しの状況 (詳細は資料2)

- ・スポーツ施設 34施設(39区分)

施設の規模により、統一の料金及び時間区分によるあるべき姿を設定

(参考) 統一料金設定の例

野球場 1,740円/2時間 (現行 最高1,740円/2時間 最低520円/2時間)

テニスコート 1,080円/2時間 (現行 最高1,130円/2時間 最低200円/2時間) など

5 今後のスケジュール

- ・平成28年2月議会 条例・規則改正
- ・平成29年4月 施行
- ・指定管理更新時期に合わせて条例改正 (平成30年4月～平成33年4月更新)

資料1：個人利用減免一覧表（料金は主なもの）

・文化施設

（単位：円）

No.	施設名	一般料金	高齢者料金			高校生料金			小中学生料金			障害者料金		
			現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
1	中村家	200	0	0	0	200	100	△ 100	0	0	0	0	0	0
2	気賀関所	200	0	0	0	200	100	△ 100	0	0	0	0	0	0
3	賀茂真淵記念館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
4	科学館	510	0	0	0	360	250	△ 110	0	0	0	0	0	0
5	博物館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
6	浜松市秋野不矩美術館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
7	浜松市美術館	300	0	0	0	150	150	0	0	0	0	0	0	0
8	楽器博物館	410	0	0	0	200	200	0	0	0	0	0	0	0

・スポーツ施設

（単位：円）

No.	施設名	一般料金	高齢者料金			小中高校生料金			障害者料金		
			現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額	現行	見直し後	増減額
1	可美公園	410	200	200	0	200	200	0	200	0	△ 200
2	春野ふれあい公園	300	150	150	0	300	150	△ 150	150	0	△ 150
3	江之島アーチェリー場	200	100	100	0	100	100	0	100	0	△ 100
4	雄踏総合公園	300	150	150	0	300	150	△ 150	150	0	△ 150
5	天竜B&G海洋センター	530	260	260	0	260	260	0	260	0	△ 260
6	三ヶ日B&G海洋センター	310	150	150	0	150	150	0	150	0	△ 150
7	佐久間瞑想館	210	210	100	△ 110	210	100	△ 110	210	0	△ 210
8	三ヶ日弓道場	100	50	50	0	100	50	△ 50	50	0	△ 50
9	浜北武道館	130	60	60	0	130	60	△ 70	60	0	△ 60
10	水窪総合体育館	100	50	50	0	100	50	△ 50	50	0	△ 50
11	サンライフ浜北	210	100	100	0	210	100	△ 110	100	0	△ 100
12	引佐総合体育館	200	100	100	0	200	100	△ 100	100	0	△ 100
13	舞阪総合体育館	200	100	100	0	100	100	0	100	0	△ 100
14	雄踏総合体育館	200	100	100	0	200	100	△ 100	100	0	△ 100
15	新橋体育センター	200	100	100	0	200	100	△ 100	100	0	△ 100
16	北部水泳場	510	250	250	0	250	250	0	250	0	△ 250
17	天竜林業体育館	180	90	90	0	90	90	0	90	0	△ 90
18	武道館	300	150	150	0	100	150	50	150	0	△ 150
19	四ツ池公園	200	100	100	0	100	100	0	100	0	△ 100
20	浜北総合体育館	160	80	80	0	160	80	△ 80	80	0	△ 80
21	浜北温水プール	560	280	280	0	300	280	△ 20	280	0	△ 280
22	古橋廣之進記念浜松市総合水泳場	770	380	380	0	410	380	△ 30	380	0	△ 380
23	浜松アリーナ	300	150	150	0	300	150	△ 150	150	0	△ 150

資料2: 料金改定施設一覧表(料金は主なもの)

(単位:円)

	施設区分	施設名	現行料金		改定料金		増減額		増減		※1人あたりの料金			
											現行料金	改定料金	増減額	
	①野球場	※同規模施設は2時間1,740円で統一										※9人で利用の場合		
1		和地山公園	2時間	1,330	1,740	410	増				2時間	148	193	46
2		船越公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
3		細江総合グラウンド	2時間	1,210	1,740	530	増				2時間	134	193	59
4		春野総合運動場	2時間	520	780	260	増				2時間	58	87	29
5		新橋体育センター	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
6		可美公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
7		安間川公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
8		高丘公園	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	193	193	0
	②運動広場	※同規模施設は2時間1,740円で統一										※10人で利用の場合		
9		雄踏グラウンド	2時間	360	540	180	増				2時間	36	54	18
10		細江総合グラウンド	2時間	1,210	1,740	530	増				2時間	121	174	53
11		水窪グラウンド	2時間	200	300	100	増				2時間	20	30	10
12		和地山公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
13		遠州浜海浜公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
14		雄踏総合公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
15		雄踏総合公園(多目的スポーツ広場)	2時間	1,020	1,530	510	増				2時間	102	153	51
16		引佐総合公園(多目的スポーツ広場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
17		可美公園(球技場)	2時間	1,740	1,740	0			-		2時間	174	174	0
18		舞阪乙女園グラウンド	2時間	480	720	240	増				2時間	48	72	24
19		引佐運動広場	2時間	1,050	1,570	520	増				2時間	105	157	52
20		佐久間ふれあい運動公園(多目的広場)	2時間	260	390	130	増				2時間	26	39	13
	③テニスコート	※同規模施設は2時間1,080円で統一										※4人で利用の場合		
21		安間川公園	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
22		可美公園	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
23		明神池運動公園	2時間	420	630	210	増				2時間	105	158	53
24		水窪テニスコート	2時間	200	300	100	増				2時間	50	75	25
25		新橋体育センター	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
26		ゆたか緑地	2時間	1,020	1,080	60	増				2時間	255	270	15
27		高丘公園	2時間	1,130	1,080	△ 50		減			2時間	283	270	△ 13
28		美園中央公園	2時間	420	630	210	増				2時間	105	158	53
29		雄踏総合公園	2時間	1,130	1,080	△ 50		減			2時間	283	270	△ 13
30		引佐総合公園	2時間	1,130	1,080	△ 50		減			2時間	283	270	△ 13
31		引佐総合体育館(庭球場)	2時間	640	960	320	増				2時間	160	240	80
32		春野ふれあい公園	2時間	1,070	1,080	10	増				2時間	268	270	3
33		天竜庭球場	2時間	430	640	210	増				2時間	108	160	53
	④体育館A	※同規模施設は2時間3,440円(全面利用)で統一										※10人で利用の場合		
34		可美公園(体育館)	2時間	4,420	3,440	△ 980		減			2時間	442	344	△ 98
35		新橋体育センター	2時間	2,580	3,090	510	増				2時間	258	309	51
36		舞阪総合体育館	2時間	3,700	3,440	△ 260		減			2時間	370	344	△ 26
37		雄踏総合体育館	2時間	3,080	3,440	360	増				2時間	308	344	36
38		引佐総合体育館	2時間	1,760	2,640	880	増				2時間	176	264	88
39		水窪総合体育館	2時間	400	600	200	増				2時間	40	60	20
40		浜北体育館(※現在改築中)	2時間	-	2,780	-					2時間	-	278	-
	⑤体育館B	※同規模施設は2時間700円(全面利用)で統一										※10人で利用の場合		
41		奥山体育センター	2時間	700	700	0			-		2時間	70	70	0
42		三ヶ日体育館(※廃止に向けての調整中)	2時間	430	700	270	増				2時間	43	70	27
43		三ヶ日B&G海洋センター(アリーナ)	2時間	720	700	△ 20		減			2時間	72	70	△ 2
44		細江体育センター	2時間	520	700	180	増				2時間	52	70	18
45		サンライフ浜北	2時間	740	700	△ 40		減			2時間	74	70	△ 4
46		天竜体育館	2時間	1,120	700	△ 420		減			2時間	112	70	△ 42
47		龍山健康増進センター	2時間	-	350	350	増				2時間	-	35	35
	⑥武道場	※同規模施設は2時間あたりの200円で統一										※5人で利用の場合		
48		浜北武道館(半面)	2時間	400	400	0			-		2時間	80	80	0
49		天竜武道館(半面)	2時間	260	390	130	増				2時間	52	78	26
	⑦弓道場	※同規模施設は2時間あたりの600円で統一										※6人で利用の場合		
50		浜北武道館(弓道場)	2時間	440	600	160	増				2時間	73	100	27
51		三ヶ日弓道場	2時間	540	500	△ 40		減			2時間	90	83	△ 7
52		佐久間瞑想館	2時間	702	600	△ 102		減			2時間	117	100	△ 17
						計	29	10	13					